

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原告 函館市

被告 国外

準備書面 (3)

平成26年(2014年)12月18日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

原告訴訟代理人弁護士 河合弘之 外

原告は、被告電源開発株式会社の平成26年9月30日付け準備書面1に対し、次のとおり認否反論を提出する。

- 1 被告電源開発の準備書面1の「第1 本件原子力発電所の概要, 1 本件原子力発電所の諸元」(7頁)について

1行目「本件原子力発電所は,」から8行目「含め3基が建設中である。」まで認め、その余は不知。

- 2 同「2 本件原子力発電所の建設の経緯」(8頁)について

不知。

- 3 同「3 本件原子力発電所の施設の概要及び特徴, (1) 原子力発電のしくみ」(9頁)について

認める。

- 4 同「(2) 本件原子力発電所の安全確保の考え方」(11頁)について

不知。

- 5 同「(3) 本件原子力発電所の主要な設備」(13頁)について
不知。
- 6 同「(4) 本件原子力発電所における安全強化対策」(20頁)について
不知。
- 7 同「第2 本件原子力発電所の建設工事の現状」(21頁)について
不知。
1, 2のいずれも不知。
- 8 同「第3 本件原子力発電所の運転開始に向けたこれからのプロセス」(23頁)
について
1ないし5のいずれも不知。

なお、被告電源開発は、平成20年4月23日に本件原子力発電所の設置許可を受けた後、工事計画認可を複数回受けて建設工事を進めているところ、被告電源開発が本件訴訟の答弁書第2の2及び準備書面1の第4において、本件原子力発電所が未だ建設工事の途上で設置変更許可等もなされていない状況下である以上、原告に対する侵害のおそれも明らかにならないから、かかる状況下における原告の差止請求は請求権としての適格を欠き不適法である旨主張する。

そこで、当該争点についての認否反論を行うため、本件原子力発電所の建設にかかる許認可や建設工事の状況や、運転開始に向けたこれからのプロセスについては本件訴訟が係属中、随時、裁判所と原告への報告と資料の提出を求める。特に、被告電源開発は、準備書面1において設置変更許可等もなされていない状況下であるなどと主張しながら、他方で平成26年12月16日には、大間原子力発電所に係る新規制基準への適合性審査の申請したようであり、訴訟の進行にあたっては上記報告及び資料の提出は不可欠と考える。

9 同第4「結語」(27頁)は争う。

本項については、平成26年10月29日付け求積明書に対する被告電源開発の積明を受けて反論を提出する予定である。

以 上